岩美町 PR キャラクターリスト使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岩美町 PR キャラクターリスト (以下 「キャラクターリスト」という。) の使用 に関し、必要な事項を定める。

(町内個人及び企業等の使用)

- 第2条 岩美町在住者及び岩美町内に本支店等の住所を有する企業・団体が使用しようとするときは、 営利・非営利を問わず、あらかじめ岩美町長(以下「町長」という。)の許諾を受けなければならない。
- 2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号-1)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターリスト使用内容がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(町内個人及び企業等の使用の許諾)

- 第3条 町長は、前条に規定する使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が岩美町の PR 推進に寄与すると認められるときは、使用を許諾することができる。この場合において、町長は 必要があると認める場合には、キャラクターリストの使用方法その他について、条件を付すること ができる。
- 2 町長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(別記様式第3号-1)を申請者へ送付する。

(町外個人及び企業等の使用)

- 第4条 岩美町外の個人及び企業等が使用しようとするときは、営利・非営利を問わず、あらかじめ 町長の許諾を受けなければならない。
- 2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書 (別記様式第1号-2) に次の書類を添えて町 長に提出しなければならない。
- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターリスト使用内容がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(町外個人及び企業等の使用の許諾)

- 第5条 町長は、前条に規定する使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が岩美町の PR 推進に寄与すると認められるときは、使用を許諾することができる。この場合において、町長は 必要があると認める場合には、キャラクターリストの使用方法その他について、条件を付すること ができる。
- 2 町長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(別記様式第3号-2)を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

- 第6条 キャラクターリストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は承諾しないものとする。
- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあるとみとめられる場合
- (5) キャラクター同士を重ねたり、キャラクターの上に文字を載せる、又はキャラクターの一部が切れるなどキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (6) 色彩及び態様がキャラクターリストと著しく変形するなどキャラクターの使用が適当でないと 認められる場合
- (7) その他岩美町が使用が適切でないと認める場合

(町内個人及び企業等の使用料)

- 第7条 岩美町在住者及び岩美町内に本支店等の住所を有する企業・団体の使用料は、営利・非営利を問わず無償とする。
- 2 営利を目的とする使用の場合、作成物の構成変更又はキャラクターのデザイン変更が必要である と著作権者が判断し、変更を使用者が希望したときは、監修料又はデザイン料が発生する。各料金 は岩美町・著作権者・使用者の三者で協議し決定する。
- 3 前項にかかる経費は、使用者が直接著作権者に支払うものとする。

(町外個人及び企業等の使用料)

- 第8条 岩美町外の個人及び企業等の使用料は、営利・非営利を問わず有償とする。
- 2 前項に規定する使用料は、使用目的・数量・期間などを考慮し、岩美町・著作権者・使用者の三者で協議し決定する。

また、作成物の構成変更又はキャラクターのデザイン変更が必要であると著作権者が判断し、変更を使用者が希望したときは、別途監修料又はデザイン料が発生する。各料金は岩美町・著作権者・使用者の三者で協議し決定する。

3 前項にかかる経費は、使用者が直接著作権者に支払うものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第9条 キャラクターの使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用申請した内容のみに利用すること。
 - (2) 当該使用に係る作成物の完成品若しくは写真を1部提出すること。
 - (3) キャラクターを用いた作成物に、山陰海岸ジオパーク及び世界ジオパークのロゴマーク又はその内容を標記すること。

(許諾内容の変更等)

第10条 使用者が使用許諾内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式

第2号) を町長に提出し、町長の許諾を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認める ときは、これを許諾し、変更許諾申請書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾内容変更に伴う使用料)

第11条 前条に伴い発生する使用料は、第7条及び第8条の規定に準ずる。

(許諾の取消し等)

- 第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消し、使用者に対し作成 物等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、取り消し の日から使用することはできない。
 - (1) 使用者がこの規程に違反した場合
 - (2) 使用者が使用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他キャラクターの利用継続が不適当であると認められた場合
- 2 町長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第13条 岩美町は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務 を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 岩美町は、キャラクターの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任 を負わない。
- 2 使用者は、キャラクターを使用した商品の暇庇により第三者に損害を与えた場合は、これに対し 全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(事務)

第15条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成25年10月1日から適用する。